

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

令和2年6月23日

南会津町新型コロナウイルス感染症対策本部では、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されたことに伴い、令和2年5月28日、新型コロナウイルス感染症対策に関し、町が実施すべき取組について基本方針（まん延防止等について）を定めたところであります。

さらに6月19日には、国により新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために求めてきた県をまたぐ移動について全面的に解除され、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの策定など、感染拡大防止に向けた取組を進め、社会経済の活動水準を引き上げることとなりました。

このような状況を踏まえ、本町における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、次の通り取り組むことといたしました。町民の皆様、事業者の皆様におかれましても、引き続き感染拡大の牛にご協力くださいますようお願い申し上げます。

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

- 「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を徹底的に回避。
- マスクの着用。※別紙「[令和2年度の熱中症予防行動](#)」を参考に熱中症に注意
- 手洗いなどの手指衛生。
- 人と人との距離の確保（できるだけ2m、最低1m）。

イ 職場における感染対策

- 時差出勤による人との接触を低減する取組。
- 在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、テレビ会議の取組を推進など

ウ 移動に関する感染対策

- 県外との往来は、移動先（地域）の感染状況を確認し、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど慎重に行動すること。
- 継続して感染者が発生しているなど相対的に感染リスクの高い地域に移動する場合や、そうした地域から御家族が帰省する場合等には、移動後2週間の行動歴を記録するなど、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

※「新しい生活様式」については、別紙「[新しい生活様式の実践例](#)」を参考にしてください。

外出自粛の段階的緩和（県をまたぐ移動等）

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
～5月31日	不要不急の県をまたぐ移動は極力避ける	県外からの観光客の呼び込みは控え、 県内観光から取り組む 観光地において、人と人との間隔を確保
① 6月1日～6月18日	○ 5月25日に緊急事態宣言が解除された 5つの都道県との不要・不急の往来はできるだけ控える	
② 6月19日～7月9日	○	○ 県外からの観光客の呼び込みを実施 観光地において、人と人との間隔を確保
③ 7月10日～7月31日		

「移行期間における都道府県の対応について」
 （令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を参考に作成

(2) イベント等に関する協力依頼

6月19日以降、屋内・屋外ともに1,000人以下の参加人数とすること。

イベントの主催者等は、あらかじめ感染者が発生した場合の参加者への対応を検討するなど（参加者の名簿作成や接触確認アプリの活用など）、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

7月10日以降は、イベントの規模要件をさらに緩和。

【イベント等の開催可否の判断】

①の段階(6月1日から6月18日まで)

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
- ・適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を講じること
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者等はこうした交流等を極力控えるよう呼びかけること
- ・展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベントに準じて対応することとし、人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずること

②の段階(6月19日～7月9日まで)

- ・屋内・屋外ともに1,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること

- ・屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

③の段階（7月10日～7月31日まで）

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

【祭り等の行事に係る対応】

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

- ① 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策（例えば、発熱や感染症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。
- ② ①以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討すること。

【感染拡大防止に係る重要な留意点】

イベント開催制限の段階的緩和（その1）

時期		収容率	人数上限
①6月1日～6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
②6月19日～7月9日	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
③7月10日～7月31日	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を参考に作成

イベント開催制限の段階的緩和（その2）

○イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
①6月1日～ 6月18日	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	×	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
②6月19日～ 7月9日	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理		
③7月10日～ 7月31日	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を参考に作成

(3) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

今後、感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合は、国と連携して特措法第24条第9項に基づく措置を含め、次により対応する。

ア 外出の自粛等

外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

イ イベント等の開催

催物の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

ウ 施設の使用制限等

施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。